

令和3年度SNS活用プロモーション業務基本仕様書

1 業務名

令和3年度SNS活用プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 目的

本市は、「200万人広島都市圏構想」で掲げる「観光客の誘客の推進、滞在型観光の拡大」の実現に向けて、県や近隣市町等と緊密に連携して観光施策を展開しており、観光客の増加に伴い、観光消費も拡大してきた。

一方、本市における1人当たりの観光消費額はここ数年横ばいの状態が続くなどの現状があることから、圏域経済の活性化に資するよう、滞在・周遊型観光を一層推進していく必要がある。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により人々の外出機会減少等の生活様式における変化がある中で、オンラインでの情報発信が今後ますます重要となることが考えられる。

このため、広島の歴史や伝統芸能、豊かな食文化などについての魅力や素晴らしさを伝えるコンテンツを制作し、SNS等を活用して広く発信することにより、本市の観光地としての魅力を向上させるとともに、周辺エリアにおける観光客の回遊性を高め、滞在時間の延長に繋げることで、観光消費額の増大を図る。

4 業務概要

- (1) 特に観光意欲の高い首都圏等の20代から30代の女性をターゲットとし、年間を通した誘客を図ることができるよう、制作者のフォロワー以外も含む、より幅広い人々の共感を得られる満足度の高いコンテンツを制作する。
- (2) SNSでの情報発信から、宿泊予約に繋がるサイトなどへの誘導を行うことにより、広島への訪問の動機付けを行い、本市への訪問・宿泊意欲の向上を図る。

5 委託業務の内容等

- (1) ターゲット
首都圏等の20～39歳の女性（ファミリー層を含む）
- (2) SNS漫画制作
広島の魅力を伝え、広島訪問の動機付けに繋がるSNS漫画を制作する。

ア 内容は次のものを含むこととし、本市と協議の上制作すること。

- ・平和記念公園等の広島を代表する観光スポット
- ・広島のイベントやグルメ情報
- ・広島ピースツーリズムや食の観光キャンペーン等の本市観光施策の取組
- ・全国的に知られていない広島の魅力的な穴場スポットや情報
- ・その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられるもの。

イ 対象エリアは本市を中心とした広島広域都市圏内とする。

ウ 多くの閲覧者が「共感」や「臨場感」を得られ、拡散力のあるSNS漫画を6本以上制作すること。

エ SNS漫画の制作者は2人以上採用し、各制作者のSNSアカウントのフォロワーが10万人フォロワー以上であること。

オ フォロワーがターゲットに合致していること。

カ 制作者の制作物が「旅行」や「観光」と親和性のあるもの。

キ 制作者の採用については本市と協議の上決定すること。

ク SNS漫画等の制作に当たっては本市と協議の上進めること。

(3) SNS漫画の投稿

ア SNS漫画の投稿及びインプレッション数の増加

(ア) 制作したSNS漫画を制作者自身のSNSアカウントで投稿すること。

(イ) SNS漫画の認知度向上のため、1投稿当たり30万インプレッション数を目指すこと。広告等を実施するに当たり、ターゲットの属性や配信時期等は本市と協議の上決定すること。

(ウ) 広告を実施するSNSアカウントについては、本市と協議の上決定すること。

イ 他媒体への誘導

SNS漫画の投稿で、別途制作するランディングページ（以下「LP」という。）への誘導を行うこと。

(4) LP制作

ア 制作したSNS漫画や広島の魅力をまとめたLPを制作すること。LPを掲載するサイトやドメインは、別途本市と協議の上決定すること。

イ 制作したLPから宿泊予約サイト等へ宿泊予約の誘導を行うこと。

ウ LPは最低委託期間掲載すること。

(5) 本市SNS媒体を活用したキャンペーンの実施

広島の魅力を広く発信するための効果的なキャンペーンを本市のSNS媒体を活用して実施すること。（プレゼントキャンペーンやフォトコンテストキャンペーン等）

ア キャンペーンは本市のSNS媒体の知名度向上（フォロワー増加）につながる内容とする。

イ キャンペーンは、実施するSNSの規約や運用規則を順守して実施すること。

ウ キャンペーンの詳細については本市と協議の上決定すること。

参考 本市のSNS媒体（観光関係）

- ・Instagram : @explore.hiroshima フォロワー数約 2,300 人
- ・Facebook : @hirotabi.hiroshima フォロワー数約 800 人

(6) その他効果的な取組

より効果的となる独自提案は本市と協議の上決定すること。

6 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、同一性保持権等本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。
- (2) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

7 効果検証、実施報告

(1) 効果検証

業務の実施結果を踏まえ、効果を検証しSNS漫画の拡散状況やターゲット層へのアプローチ状況などを実施報告書として提出すること。

なお、実施報告書には、特に、本業務における漫画閲覧者の広島訪問者数（宿泊者数等）のほか、来広意欲をどのくらい喚起できたのかを数値で示すこと。

(2) 実施報告

実施報告書には、その年度を通じた取組に基づいた分析、考察、次年度以降のSNS漫画の活用等効果的と考えられる提案も含めて提出すること。

8 成果物

JPEG形式での納品

9 その他

- (1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。
- (3) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。